

令和8年4月採用

岐阜県よろず支援拠点生産性向上支援センター
「生産性向上支援サポーター」（業務委嘱）公募要領

1 募集内容等

(1) 募集人員：岐阜県内で業務従事 6名程度

(2) 募集分野等

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点生産性向上支援センター事業）における「生産性向上支援サポーター」として下記ア～ウに該当する方

ア 企業等の現場において生産性向上に取り組んだ経験を有する又は支援者として生産性向上支援の経験を有する又はそれと同等のスキルを有する方

イ 業務プロセス改善、デジタル活用などの生産性向上分野において優れた知見・支援能力等を有し、中小企業が抱える課題を的確に把握・分析し、具体的な解決策の助言を行いうる方

ウ 特に「省力化投資促進プラン（※）」に指定されている以下の業種の支援ができうる方

① 飲食業

② 宿泊業

③ 小売業

④ 生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）

⑤ その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）

⑥ 製造業（中小製造業、食品製造業）

⑦ 運輸業

⑧ 建設業

⑨ 警備業

(※) [省力化投資促進プラン（内閣官房HP）](#)

(3) 活動内容等

令和8年4月1日開設予定の「岐阜県よろず支援拠点 生産性向上支援センター」において、中小企業・小規模事業者等からの生産性向上（5S、工程改善、省力化、デジタル化等）に関する相談に対応し、複数回の現場訪問を含む徹底した伴走支援を通じて、課題解決に向けた提案・助言等を行う。

また、同センターに関する広報活動、支援対象者の発掘、拠点運営に係わる業務などを行う。

なお、業務においては、よろず支援拠点ワンストップ相談窓口や実施機関と適切に連携する。

2 資格要件等

- ◎ 以下の資格要件の全てを満たすこと。
 - (1) コミュニケーション能力に優れ、岐阜県内の中小企業等への支援に熱意があり、親身に相談対応できる方
 - (2) 上記1(2)の分野の専門的能力を有し、事業者からの相談等に対して、迅速に対応・支援できるほか、自らの得意分野を活かしたセミナー等を企画・実施できる方
 - (3) 自家用車を運転して岐阜県内の企業等を訪問し、業務遂行が可能な方
 - (4) パソコン（Excel、Word、PowerPoint）、インターネット、メール等を活用して、業務遂行が可能な方

● 次に該当する方は応募できません。

- (1) 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) ①暴力団、②暴力団員、③暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、④暴力団準構成員、⑤暴力団関係企業、⑥総会屋等、⑦社会運動等標ぼうゴロ、⑧特殊知能暴力集団、⑨その他前各号に準ずる者

3 業務委嘱条件等

- (1) 謝金等　　日額：33,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
 - ・ 業務に伴う出張旅費は、当センターの規定に基づき別途支給します。
 - ・ 計算期間は毎月末日までの期間とし、原則、翌月21日に支給します。
- (2) 業務委嘱期間　令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（予定）
- (3) 業務日　　原則週2日以上で業務日を指定します。
- (4) 業務時間　　午前8時30分～午後5時15分（休憩時間　正午～午後1時）
- (5) 業務場所　（岐阜市内）

岐阜市薮田南5丁目14番53号　OKBふれあい会館10階
公益財団法人岐阜県産業経済振興センター内　岐阜県よろず支援拠点
- (6) その他
 - ・ 当財団より別途、業務を委嘱いたします。
 - ・ 適格請求書保存方式（インボイス制度）の発行事業者であること。（当センターとの委嘱契約締結までにインボイス登録申請済みの者であること）
 - ・ 生産性向上支援センター サポーターとしての採用にあたっては、令和8年度「中小企業支援事業（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）」の予算成立が必要となります。

4 選定方法

- ・ 一次審査（書面審査）及び二次審査（面接審査）により、採用を内定します。
 - ・ 一次審査（書面審査）の結果は、文書にて通知します。
 - ・ 二次審査（面接審査）は、令和8年3月上旬に実施する予定ですが、日時・場所等は、一次審査の結果通知時にお知らせします。
- ※ 面接審査会場までの交通費等は自己負担となります。
- ※ 生産性向上支援センター サポーターとしての採用にあたっては、令和8年度「中小企業支援事業(中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)」の予算成立が必要となります。

5 応募手続き及び受付期間

(1) 応募手続き

「履歴書」と「小論文」を下記送付先に、郵送（簡易書留）してください。

ア 「履歴書」

- ・ 履歴書作成要領に従って必要事項を記入し、写真貼付欄に最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、正面、無帽、無背景、縦4cm×横3cm）を貼付したもの
- ・ 書式は、公益財団法人岐阜県産業経済振興センターのホームページからダウンロードして、ご利用ください。

イ 「小論文」 以下のテーマで記した小論文

小論文テーマ：

「あなたがこれまでの経験、実績に基づいてできる中小企業支援について」

【前記1. (2). ウ. ①～⑨に掲げる業種における中小企業支援実績について記載してください。】

（A4判縦方向・横書き・1200文字以内）

※ 冒頭に表題・氏名及び「岐阜県よろず支援拠点生産性向上支援センター サポーター応募」と記入してください。

※ 原稿用紙形式での提出はお控えください。

(2) 応募書類受付期間

令和8年1月26日（月）～令和8年2月24日（火）17時必着

なお、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 応募書類送付先・問い合わせ先

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 岐阜県よろず支援拠点 村井、永田

〒500-8505 岐阜市薮田南5丁目14番53号 OKBふれあい会館10階

電話：058-277-1088